

長岡京市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市空き家等対策計画に基づき、長岡京市における空き家について広く情報を発信することにより空き家の活用を促進し、空き家の適切な管理、管理不全となる空き家の発生の抑制、生活環境の保全、地域の活性化及び定住の促進を図るために設置する長岡京市空き家バンクに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 長岡京市に存する建築物で現在使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）もの及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 物件登録者 空き家バンクに、空き家を登録した所有者等をいう。
- (4) 利用希望者 長岡京市への定住、商業等を目的として空き家の利用又は活用を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 第5条第2項の規定により空き家バンク利用希望者名簿に登録された利用希望者をいう。
- (6) 空き家バンク 長岡京市内に存する空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から提供を受けた情報を、利用希望者に提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、長岡京市空き家バンク物件登録申込書（別記様式第1号）を市長に提出して申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。
- 3 第1項の規定による申込みをした者が長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する者である場合は、前項の規定による登録は、行わないものとする。

(空き家の利用登録申込み等)

第5条 利用希望者は、次のいずれかの方法により、空き家の利用登録の申込みをしなければならない。

- (1) 長岡京市空き家バンク利用登録申込書（別記様式第2号）を市長に提出
- (2) 長岡京市公式ホームページの専用フォームの送信

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認め

たときは、空き家バンク利用希望者名簿に登録するものとする。

- 3 利用希望者が前条第3項の規定に該当する場合又は当該申込者が空き家に居住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯できないと市長が認めた場合は、前項の規定による登録は、行わないものとする。

(変更の届出)

第6条 物件登録者及び利用登録者は、申込事項に変更があったとき又は登録の取消しを希望するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、第4条第2項の規定により登録された空き家（以下「登録物件」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家に関する登録を取消すものとする。

- (1) 当該登録物件に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 物件登録者から、登録取消しの申出があったとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 物件登録者が、暴力団員等と関係を有する者であると判明したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、当該利用登録者に関する登録を取り消すものとする。

- (1) 空き家に居住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯できないと認められるとき。
- (2) 利用登録者から、登録取消しの申出があったとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者が、暴力団員等と関係を有する者であると判明したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第8条 市長は、物件登録者及び利用登録者の登録物件に係る売買、賃貸借等の交渉又は契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(情報の発信)

第9条 市長は、必要に応じて、物件登録者及び利用登録者に対して、空き家バンクに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、登録物件の所在、面積、床面積、構造、賃料、価格、外観写真、間取り図その他の有用な情報をインターネットの利用その他の方法により公開するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条

例（平成11年長岡京市条例第18号）に定めるところによる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

長岡京市空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

（宛先）長岡京市長

住 所			
氏 名	生 年 月 日	年	月 日
電 話 番 号	メールアドレス		

「長岡京市空き家バンク設置要綱」の趣旨等を理解したうえで次のとおり申し込みます。なお、申込に関して、所有者全員の同意を得ています。

物件情報（別紙で提出いただいても構いません。不明な点は空白で結構です。）

物 件 所 在 地	長岡京市				
物 件 の 概 要	用 途	住宅 ・ 店舗兼住宅 その他（ ）			
	キ ッ チ ン	<input type="checkbox"/> 電気	<input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	風 呂	<input type="checkbox"/> 電気	<input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	ガ ス	<input type="checkbox"/> 都市ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
	駐 車 場	有（ 台） ・ 無	間取り		
	そ の 他				
空 家 の 期 間	年 か月				
売却金額／家賃	円				
登録完了の連絡を、 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない					

※土地及び建物の全部事項証明書（写し可）を添付してください。

※申込書に記載された情報は、長岡京市個人情報保護条例に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。

※市は、売買や賃貸の交渉や紛争に介入できません。

（市役所記入欄）

建築年	年	土地面積	m ²	建物面積	1階 m ²	2階 m ²
構造	木造・その他（ ）					

別記様式第2号（第5条関係）

長岡京市空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

（宛先）長岡京市長

住 所			
氏 名	生 年 月 日	年	月 日
電 話 番 号	メールアドレス		

「長岡京市空き家バンク設置要綱」の趣旨等を理解したうえで次のとおり申し込みます。なお、申込に関して、利用者全員の同意を得ています。

利用目的	住宅 ・ 店舗兼住宅 ・ その他（ ）		
利用者	大 人	人	
	子 ども	人	
希望条件	価 格	賃 貸(家賃 購 入(価格	円/月) 円)
	地 域 ・ 立 地		
	間 取 り ・ 広 さ		
	築 年 数	築 年以内 ・ 特に指定しない	
そ の 他 希望事項			
登録完了の連絡を、 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			

※申込書に記載された個人情報は、長岡京市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。

※市は、売買や賃貸の交渉や紛争に介入できません。